

古代婚姻倫理の一考察

渡 辺 寛

一

わが国古代の婚姻の風は現在からみるとかなり自由であつて、近親結婚なども少くなくみられるところであり、この点については古来、法制史家などによつてしばしば指摘されてきた。しかしながら近親結婚とはいつても父母を同じくする兄妹の結婚だけは禁止され、罪惡視されていたというのが学界一般の一致した見解であつた。ところが近年、中大兄皇子の長きに及ぶ稱制の事情について皇子と皇子との同母妹たる間人皇女との間に婚姻關係を想定し、学界に大きな話題をなげかけた。⁽¹⁾吉永登博士は、さらに問題を發展させて、わが国古代の結婚についての常識論が根拠の乏しいものであり、父母を同じくする兄妹の結婚だけは禁止されていたという学界の通説も何らそのようなことを根拠だてるものではなく今一度考え直さるべきであるという新説を提示されている。⁽²⁾上代文学の權威であり、歴史にも造詣の深い吉永博士の新見解であるだけに、そのユニークな視角には教えられる点少くないが、浅学非才をも弁えず今一

古代婚姻倫理の一考察 (渡辺)

度吉永博士説を再検討してみると、そこには又大きな疑問の念をも禁じ得ないので以下吉永博士説を再検討しつつ、婚姻をめぐる古代の兄妹關係について考えてみたい。

二

さて近親結婚のしばしばみられるわが国古代の結婚においても父母を同じくする兄妹の結婚だけは嚴禁されており罪惡視されていたという通説の有力な根拠として従来より指摘されてきた史料は允恭天皇の皇子、木梨輕皇子とその同母妹である輕大娘皇女との結婚についての紀記の記事である。すなわち、

△允恭天皇紀▽

廿三年春三月甲午朔庚子。立木梨輕皇子為太子……同母妹輕大娘女亦艷妙也。太子恒念台大娘皇女。畏有罪而默之。然感情既盛。殆將至死。爰以為徒空死者。雖有罪。何得忍乎。遂竊通。……

廿四年夏六月御膳羹汁凝以作水。天皇異之卜其所由。者曰。有

二内乱。盖親親相新乎。時有人曰。木梨輕太子新。同母妹輕大娘皇女。因以推問焉。辞既寔也。太子是為儲君。不得罪。則流三輕大娘皇女於伊予。……⁽³⁾

△允恭天皇記▽

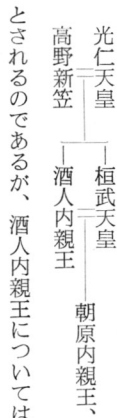
天皇崩之後。定木梨之輕太子所知日繼。未即位之間。新其伊呂妹輕大娘女。……⁽⁴⁾

ここに「罪」、「親親相新」(紀)、「新」(紀記)などの表現がみられることよりして父母を同じくする兄妹の結婚が罪悪視されていたことが知られるのであるが、この所伝について吉永博士は主としてこの記事にみえる「内乱」(紀)という用語に注目されつつこの記事の史料的价值を否定された。すなわち、この所伝には近親の婚姻を禁止する規定である「内乱」の用語が用いられているが、この「内乱」というのは唐律、名例の「十惡」の中の用語であって、もともとわが国にはない用語である。とみなされ、これを太子兄妹の結婚に用いたのはおそらく日本書紀の編纂に従った学者のさかしらであって、すべては「内乱」の用語より逆に考えられた後世の解釈といえよう、と結論されこの記事をもって、わが国の古代に父母を同じくする者の結婚が罪悪視されていた証拠にすることは早計というべきであると従来の解釈を否定されたのである。わが国の古典をあつつかうについてはその漢語的修飾は十分に留意しておく必要があり、かかる意味において吉永博士がこの所伝における「内乱」という用語に注目せられたのは卓見と申すべきであるが、しかしこの

「内乱」という用語は吉永博士の断せられる如く「わが国にはない用語」とはきめつけられないのである。もちろん「内乱」は唐律・名例の「十惡」(謀反、謀大逆、謀叛、惡逆、不道、大不敬、不孝、不睦、不義、内乱)の第十の規定であり、わが大宝律における「八虐」(謀反、謀大逆、謀叛、惡逆、不道、大不敬、不孝、不義)には、この「十惡」における第八の「不睦」・第十の「内乱」の二項目が除かれていることは古く法制史家による日唐律令の比較研究において指摘されて以来今日のわが律令学における共通の知識となっており、この限りにおいては異論はないのであるが、それはあくまで大宝律においてのことであり、わが国においても大宝律以前のすくなくとも淨御原律においては「十惡」の制を採用していたのであり、それはたとえは、大宝律制定以前の△持統天皇紀六、七、乙未▽、△統紀、文武天皇三、十、甲午、▽、△文武天皇四、八、丁卯、▽の条などに「十惡」の記事がみえていることよって知ることができる。したがって「内乱」という規定も、すくなくとも天武、持統天皇朝においては「十惡」の一つとして採用されていた用語であって、紀記の編纂が天武天皇朝に着手されたことと合せ考えると、その編纂時点において輕太子と輕皇女との関係についての古伝承を「十惡」の中の「内乱」と判断し、記述したとしてもそれは何ら不自然な記述というべきではなく、この「内乱」という用語が使用されているが故に輕太子と輕皇女との不倫を伝える紀記の記事を否定してしまう事はあまりにも早計にすぎるといふべきではあるまいか。紀記の記事がすべて史実であるかどうかは別として、父母を同じくする兄妹である輕太子と輕皇女との関係を「罪」

とみなし、「内乱」と評定した日本書紀撰述者の意識にこそわが国古代における婚姻倫理観が、よく反映されているとみるべきであろう。

さて又吉永博士はこれとは別に「桓武天皇が実妹の酒人内親王を後宮に入れて朝原内親王を生ませている例がある」との前提のもとに、婚姻についての「禁止規定もしくは倫理思想は後世になるほど厳格になることを思えば、さらにさかのぼった時代がどうであったは想像するに難くはあるまい。」とされ、わが国古代における父母を同じくする兄妹の結婚がタブーであったという通説を否定する論拠の一つとしておられる。しかしこの見解もその大前提となっている「桓武天皇」と「酒人内親王」とが、吉永博士のいわれる如く父母を同じくする兄妹であるかどうかは検討を要するであろう。すなわち吉永博士は、



とされるのであるが、酒人内親王については
△東大寺要録卷十Vによれば、

酒人内親王事 行方證会事

天長六年八月丁卯。一品酒人内親王薨。広仁天皇之皇女也。母贈吉野皇后也。容貌美麗。柔質窈窕。幼配齋宮。年長而還。俄叙三品。桓武納之掖庭。寵幸方盛。生皇子朝原内親王。……以下略……

とみえている如く、母は贈吉野皇后であり、又、△統日本紀、延暦

古代婚姻倫理の一考察 (渡辺)

九、正、壬子Vの条に所載されている高野新笠の伝記にも、

天宗高紹天皇(光仁天皇)龍潛之日。娉而納焉。生今上(桓武天皇)。早良親王。能登内親王。⁽⁷⁾

とあり、ここに酒人内親王の名はみえておらず、したがって、高野新笠を御生母とされる桓武天皇とは異腹の兄妹関係となるのであって、この点、両者を同父母の兄妹とみなしたのは吉永博士の失考と申すべきであろうし、⁽⁸⁾このことを前提としての父母を同じくする兄妹の結婚の実例⁽⁹⁾の見解は当然妥当なるものとはいえないであろう。

この他にも吉永博士は、前にも少しくふれた、唐律の「十惡」とわが日本律の「八虐」との差違(「十惡」中の「不睦」・「内乱」の二つがわが「八虐」においては省かれている。)、特に近親結婚の禁止規定である「内乱」が省かれている点を重視して、同父母の兄妹の結婚がタブーであったという通説を否定せんとされるのであるが、「十惡」中の「不睦」や「内乱」は、吉永博士の言われる如く、「八虐」においては全く削除されているのではなく内容的にいえば「不睦」は「八虐」第五の「不道」に、「内乱」はその一部が「八虐」第七の「不孝」に合併せられているのであり、又前にも述べた如く、わが律においてもすくなくとも淨御原律においては「十惡」制を採用していたのであり、そして又、「十惡」といい、「八虐」といい、いづれもそれは隋唐のそれに倣っているものであって、わが大宝律の「八虐」は、隋の大業律に倣ったものであるらしいことを考えるとき、「十惡」と「八虐」の差違はこの問題を考える上においてはそれほど決定的な意味をもつとはいえないであろう。

以上の如く、吉永博士説を支える主要な根拠はいづれも確定的なものではないことが知られ、かかる根拠をもとにしての古代の結婚についての常識は疑うべしという吉永博士の新説は、その発想のユニークさに興味を覚えはするけれども通説を崩すほどの説得力をもっているとは評価しえないと申すべきであろう。

三

前節においては吉永博士の新説を再検討し、その成立しがたいことを述べたのであるが、わが国古代の婚姻において近親結婚の例がかなり多くみられ、兄妹の結婚も少くないことはこれを認めねばならない。しかしながら今再びわが古文獻を検するとき、そこにおいてはやはり父母を同じくする兄妹の結婚だけはその例がなく、嚴禁されていたより積極的な根拠が見い出せるのであって、以下この点について述べてみたい。

さて婚姻関係を最も具体的に伝える史料としてまずあげられるのは系譜であるが、その古代系譜をみると、そこには兄妹の関係について、それが同腹であるか異腹であるかが神経質なくらい書きわけられているのである。たとえば「古事記」における皇統譜によれば、兄妹の結婚例が次の九例見い出せる。すなわち、

兄 妹

景行天皇段	大江王	銀王
応神天皇段	根鳥王	三腹郎女
仁徳天皇段	大雀命	八田若郎女

仁徳天皇段	大雀命	宇遲能若郎女
仁徳天皇段	速総別王	女鳥王
敏達天皇段	沼名倉太玉敷命	豊御食炊屋比売命
敏達天皇段	忍坂日子人太子 (麻呂古王)	田村王 (糠代比売命)
敏達天皇段	忍坂日子人太子	玄王
用明天皇段	橘豊日王	間人穴太郎王

以上の如くである。ところがこの九例においては、たとえば、「大江王……娶_二庶妹_一銀王生子。大名方王。……」⁹⁹という表現によって代表される如く、一例の例外もなくすべて「庶妹」という限定がつけられているのであって、いづれも父母を同じくする兄妹ではないことが明記されているのである。このように兄妹の結婚のばあい、それが「庶妹」であることを必ず明記している古事記の皇統譜の表記は、同じ兄妹といっても同母であるか否かが嚴密に区別されており、父母を同じくする兄妹の結婚が嚴密されていた事を雄弁に物語る史料とみてよいであろう。

系譜において兄妹の結婚のばあい、それが父母を同じくする兄妹でないことを明記している例は、古事記の皇統譜だけにみられる表記ではなく、他にたとえば古代の系譜として有名な、「尾張氏系譜」、「物部氏系譜」¹⁰⁰、あるいは又「上官聖徳法王帝説」などにもみえているところである。すなわち、

△尾張氏系譜▽

天香語山命。異妹種屋姫命為妻。生三男⁰²。……三世孫天忍人命比命。異妹角屋姫。亦名葛木出石姫為妻。生三男⁰³。

△物部氏系譜▽

十四世孫物部大市御狩連公……弟物部石上贇古連公 此連公。

異母妹御井夫人為妻生三四兒⁰⁴……

△上宮聖德法王帝説▽

伊波礼池辺槻宮治天下橋豊日天皇、庶妹穴穂部間人王為大后生兒、……

山代大兄王、娶庶妹春米王、生兒、……⁰⁴

の如くである。

以上のように兄妹の結婚といっても、父母を同じくする兄妹の例はみられず、すべて異腹の兄妹であり、しかもそのばあいでも必ず同父母の兄妹ではないことが、「庶妹」、「異妹」、「異母妹」という表現でもって明記されている事実は、父母を同じくする兄妹の結婚が禁止されており、罪悪視されていることを意識しての記述であるとみてよいであろう。したがって異腹の兄妹の結婚はしばらくみられても父母を同じくする兄妹の結婚だけは厳禁されていたとする従来の通説はやはり妥当なる見解というべきであって、これはおそらく古代社会における母親単位の家族構成に起因しているのである。

以上、吉永博士の新説に接し、その論拠の薄弱なることを指摘し、かえってむしろ、系譜の表記にみられる如き点よりしても、より積極的に通説を支持、強化できることを指摘したしだいである。

補注

- (1) 吉永登博士「間人皇女―天智天皇の即位をはばむもの」(吉永博士著『万葉―文学と歴史のあいだ』所収論文)
- (2) 吉永博士「古代の結婚についての常識を疑う」(前掲書所収論文) 以下の吉永博士説はすべて本論文による。
- (3) 新訂増補国史大系本「日本書紀」347～348頁
- (4) 新訂増補国史大系本「古事記」125～128頁
- (5) たとえば桑原隲蔵博士「王朝の律令と唐の律令」(『歴史と地理』第六巻第五号)
- (6) 筒井英俊氏校訂本「東大寺要録」367～368頁
- (7) 新訂増補国史大系本「続日本紀」542頁
- (8) 贈吉野皇后とは「日本後紀」大同元、四、乙未。弘仁元十二、甲申。「日本紀略」大同四、六、庚子。「類聚国史」帝王、十六、山陵。「東大寺要録」本願章第一、皇子。などの記事より判断するに井上内親王に対する追称と考えられる。吉永博士が何を根拠として酒人内親王の母を高野新笠と断定されたのかは根拠を示しておられないので知るよしもないが、ただ「日本古代人名辞典」(吉川弘文館)の第三巻852頁には、酒人内親王について、「東大寺要録」を引用しつつ、「母は贈高野皇后(高野新笠)」としている。ここにおいては吉野皇后と高野皇后が混同されているが、しかしこれは「日本古代人名辞典」の誤りであろう。
- (9) 滝川政次郎博士「律令の研究」100頁
- (10) 新訂増補国史大系本「古事記」93頁
- (11) 「先代旧事本紀」巻五、天孫本紀所収。もちろん「先代旧事本

紀」は平安朝の撰録ではあるが、その中でも巻五、巻十などは無視できない古伝を存しており、高い史料の価値を有していると認められている。(栗田寛博士『国造本紀考』序文、鎌田純一教授)

(12) 「先代旧事本紀の研究」——研究の部——94頁)

(13) 鎌田教授校訂本「先代旧事本紀」128頁～129頁

(14) 寧楽遺文本「上宮聖徳法王帝説」869頁・尚、「上宮聖徳法王帝

説」にはこの他に二ヶ所「庶妹」という用例がみられる。

尚、本稿は昭和四十三年六月九日、第十四回神道史学会大会において「後阿本朝と中大兄皇子の称制」と題して口頭発表したもの的一部である。

執筆 者 紹介

佐藤 通次 皇学館大学教授

美 山 靖 皇学館大学助教授

谷 省 吾 皇学館大学教授

渡 辺 寛 皇学館大学助手

芸 林

年六回発行

第十九巻 第五号

平田篤胤の道家傾倒と附会説……………三木正太郎

漢籍上に現れた心身相関関係の考察……………佐中 壮

明治戊辰の役と吉井正一郎……………中野 吉信

紹介「鈴木重胤の研究」……………岡田 重精

「神道出雲百話」……………荒川久寿男

第十九巻 第六号

筑波山拳兵試論……………名越 時正

西郷隆盛の征韓論についての一小考……………荒川久寿男

紹介「日本の神社シリーズ」……………鎌田 純一

第二十巻 第一号

日清戦争の教訓と戦後の海軍拡張……………筒井 充

古事記序文の「壬申の乱」……………粕谷 興紀

会費 年一、五〇〇円、半年七五〇円

発行所 三重県伊勢市中村町桜ヶ丘一〇

芸 林 会

(振替口座 京都七七八七番)

☆ 発行所あてお申込み下さい。